第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２７年（フ）第３２２号
岐阜市朝霧町43番地　（藤栄ビル　102号室）、前住所愛知県豊田市亀首町八ツ口洞293番地
債務者　福井　　航
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１５１号
滋賀県彦根市松原２丁目４番６号
債務者　北川　元洋
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１５３号
滋賀県犬上郡甲良町大字長寺1233番地29
債務者　石本　信子（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１５６号
滋賀県蒲生郡日野町河原１丁目６番地　パストラルクール205号
債務者　辻井　博恵
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第８７７号
神戸市垂水区陸ノ町１番21号
債務者　中浜　正明
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８４号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番19―102号
債務者　橋口　優子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８５号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番19―102号
債務者　橋口　　馨
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０９号
神戸市垂水区山手１丁目８番27号
債務者　橘　　裕子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１６号
神戸市兵庫区塚本通１丁目２番16号　コーポラス村瀬　Ｂ―202
債務者　本多　結葉
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２０号
神戸市北区山田町下谷上字中上８番地の52
債務者　牟田　兼春
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２１号
神戸市北区山田町下谷上字中上８番地の52
債務者　牟田　優子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３７号
兵庫県西宮市山口町下山口４丁目22番４―501号
債務者　藤原　理保（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７４９号
広島市南区旭１丁目18番28―８号
債務者　宮崎　伸二
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８７号
広島市安佐南区川内４丁目11番44号
債務者　岸　　尚弘
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５号
福岡県嘉麻市西郷987番地　碓井出川団地13号
債務者　春永美枝子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第３２９号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目34番18号（富田ハイツ104号）
債務者　麻生　敏洋
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３３号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目22番70―307号
債務者　横井　　剛
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係